

立川市立立川第五中学校建替事業に係る入札実施基準

(目的)

第1条 この基準は、立川市が発注する立川市立立川第五中学校建替事業の入札に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づく条件付き一般競争入札を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施根拠規定)

第2条 立川市立立川第五中学校建替事業の入札の実施に当たり、根拠となる規定等は、次の各号に掲げる方針、規則、要綱等（以下「実施根拠規定」という。）とする。

- (1) 立川市公共調達実施方針（平成16年10月1日市長決定）
- (2) 立川市契約事務規則（昭和39年立川市規則第15号）
- (3) 立川市条件付き一般競争入札実施要綱（平成17年立川市要綱第32号）
- (4) 立川市電子入札実施要綱（平成17年立川市要綱第33号）
- (5) 立川市競争入札等参加停止基準（平成8年6月28日市長決定）
- (6) 立川市競争入札予定価格等事前公表実施要綱（平成13年立川市要綱第3号）
- (7) 立川市変動型最低制限価格制度試行実施要綱（平成20年立川市要綱第48号）
- (8) 立川市特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成8年立川市要綱第7号）
- (9) 立川市入札・契約事務に関する取扱い等についての基準（平成17年8月1日市長決定）
- (10) 立川市競争入札参加者心得（平成17年8月1日市長決定）
- (11) 立川市競争入札参加事業者倫理綱領（平成17年5月31日助役決定）
- (12) 立川市入札及び契約手続に係る苦情処理手続要綱（平成18年立川市要綱第17号）
- (13) 立川市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年立川市要綱第82号）
- (14) 立川市契約における暴力団等排除措置要綱に関する運用指針（平成23年2月23日市長決定）
- (15) 立川市建設工事における技術者等配置基準（平成25年3月13日財務部長決定）
- (16) 立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準（平成26年3月13日財務部長決定）

(実施根拠規定の適用除外)

第3条 立川市立立川第五中学校建替事業の入札の実施に当たり、次の各号に掲げる事項

については、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 契約の相手方が決定したときの手続 立川市契約事務規則第5条及並びに立川市競争入札参加者心得第17第1項及び第2項の規定にかかわらず、別途市長が定めるものとする。
- (2) 立川市電子入札実施要綱第10条第1号の規定は、適用しない。
- (3) 立川市競争入札参加者心得第11第8号の規定は、適用しない。

(変動型最低制限価格の算定)

第4条 変動型最低制限価格は、設計及び施工を含む立川市立立川第五中学校建替事業に係る入札額について算定する。

- 2 変動型最低制限価格を算定する対象は、予定価格以下の有効な入札の参加者数が3以上であるものとし、有効な入札の参加者数が3に満たないときは、変動型最低制限価格の算定を行わない。

附 則

この基準は、令和6年1月1日から施行する。